

令和6年度 第4回総会

議 事 録

堺市農業委員会

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和6年7月4日（木）午後1時30分から午後1時55分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

### 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 今 野 正 章 | 辻 千 太 郎 | 小 谷 信 江 |
| 以 倉 孝 弘 | 柳 下 清 隆 | 霜 野 市 和 |
| 谷 野 保 博 | 田 中 宏   | 山 崎 勝 喜 |
| 北 尻 芳 孝 | 奥 野 正 作 | 田 中 正 剛 |
| 松 本 智恵子 |         |         |

(3) 欠席委員 1人

寺 島 あつ子

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 小 林 義 博 | 井 上 和 夫 | 光 田 裕 次 |
| 数 田 清 文 | 中 尾 美 昭 | 高 岡 一 平 |
| 塔 本 順 一 | 松 下 孝 彦 | 田 中 利 幸 |
| 岡 所 次 郎 | 北 條 一 宜 | 登り山 正 嗣 |

(5) 欠席委員 1人

岸 田 勝 夫

### 3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事 務 局 次 長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

#### 4 付議事項

- 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第25号 農用地利用集積等促進計画の決定について  
(農地中間管理事業分)
- 報告第16号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第17号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第18号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第19号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第4回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山崎勝喜委員、田中正剛委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。なお、寺島あつ子委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第19号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分について」までの計10件であります。

それではまず、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第15号と第16号をご説明いたします。

まず、受付番号第15号は、申請地が美原区大保で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地及び水路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計988平方メートルで現在うね、果樹及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、持分2分の1を所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第16号は、申請地が受付番号第15号と同一の農地です。

今回、譲受人が購入し、持分2分の1を所有権移転するための申請です。

以上2件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、自己転用するものです。申請人は南区三木閉に居住する農業者で、申請地は南区三木閉の田1筆、面積は932平方メートルのうち420平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、申請地の隣接農地を利用している福祉サービス事業者から、利用者の送迎に使用する駐車場が必要であるとの要望があった

ため、本申請地を露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年6月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び、敷地内に素掘り溝を設置し、会所及び道路下のパイプを経由して北側水路に放流する計画です。周囲には既に東側にブロック2段設置のうえフェンスが設置されており、支障ありません。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可すること決定いたします。

続きまして、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第8号と第9号をご説明いたします。

まず、受付番号第8号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東区菩提町2丁の社会福祉法人で、申請地は東区菩提町2丁の田2筆、面積は合計2,203平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は申請地を賃借し、都市計画法第29条の開発許可を受け、小規模多機能型居宅介護事業所2棟を建築するものです。

申請は令和6年6月17日、同日農業委員会受付となっております。  
農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。  
被害防除については、汚水については、敷地内の公共汚水桝から西側及び南側の汚水本管に接続、雨水については、敷地内に雨水桝を設置し、北側の水利組合管理水路及び西側道路側溝の集水桝から雨水本管へ放流する計画です。周囲にはL型擁壁設置のうえネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第9号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が金属材料の熱処理加工業及び各種車両部品の製造販売業を営む法人で、申請地は美原区今井の田2筆、面積は合計1,661平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は業務拡大に伴う従業員の増加により事業所内の駐車場が手狭になったため、事業所から近距離にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年6月18日、同日農業委員会受付となっております。  
農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については、発生いたしません。雨水については、自然浸透及び、敷地内に雨水浸透桝を設置し、東側の雨水本管へ排水する計画です。周囲にはブロックを2段設置のうえ、メッシュフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案の

とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第4号をご説明いたします。

まず、受付番号第4号は、申請人は中区八田南之町に居住する農業者兼団体職員で、申請地は中区八田南之町の田1筆、面積は1,312平方メートル、現在水稻の状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第30号から第41号をご説明いたします。

まず、受付番号第30号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は981平方メートルのうち881平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第31号は、申請地は中区陶器北の田3筆、面積は合計403平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第32号は、申請地は東区日置荘西町6丁の田2筆、面積は合計1,255平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第33号は、申請地は南区豊田の田2筆、面積は合計1,305平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第34号は、申請地は中区辻之の田1筆、面積は523平方メートルのうち490平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第35号は、申請地は南区岩室の畑2筆、面積は合計1,556平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第36号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は72平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの契約となっています。

次に、受付番号第37号は、申請地は東区日置荘田中町の田3筆、面積は合計1,380平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第38号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は1,249平方メートルで、現在水稻です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第39号は、申請地は南区大森の田1筆、面積は889平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第40号は、申請地は中区辻之の田、畑及びため池（現況：畑）6筆、面積は合計1,938平方メートルで、現在野菜、水稻、及びうねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第41号は、申請地は中区陶器北の田2筆、面積は合計2,224平方メートルで、現在ハウスとうねの状態です。新規で貸借権を設定し、期間は5年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第25号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第25号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第42号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第42号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は322平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理

機構から転借人へ10年です。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第16号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第19号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第16号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第19号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第16号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第17号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたの

で、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第18号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第3号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次の受付番号第4号については、処理中のため欠番、次に、受付番号第5号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第6号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第19号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第9号は、申請地が美原区平尾の田2筆で面積は合計1,047平方メートル、現況は原野、経過年数は10年以上、次に受付番号第10号は、申請地が美原区小寺の田3筆で面積は合計116平方メートル、現況は農業用倉庫・農業用水路、経過年数は5年以上、次に受付番号第11号は、申請地が南区美木多上の田1筆で面積は39平方メートル、現況は露天駐車場の一部、経過年数は15年以上、次に受付番号第12号は、申請地が北区中村町の田1筆で面積は456平方メートル、現況は住宅、経過年数は55年以上、次に受付番号第13号は、申請地が南区和田の畑1筆で面積は9.91平方メートル、現況は住宅敷地の一部、経過年数は15年以上、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告につ

いて承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第4回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

| (案件番号)   | (結 果)    | (賛否数)   |
|----------|----------|---------|
| ○ 議案第20号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第21号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第22号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第23号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第24号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第25号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第16号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第17号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第18号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第14号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第19号 | 承 認      | 全 会 一 致 |

署 名 委 員

会

長

北尾 芳 子

委

員

山崎 勝 喜

委

員

田 中 正 剛